

転校するとき

転校の手続きは以下ようになります。
学校諸費の精算をしますので、早めに学級担任へご連絡ください。

豊中市外への転居

豊中市内への転居

豊中市役所市民課、又は市役所新千里出張所、庄内出張所で住民異動の手続きをします。

住民異動届けの受付は
転居日の2週間前

転居完了後(14日以内)に届出
* 事前の届出はできません。

「転出証明書」「転退学通知書」が発行

「転退学通知書」「転入学通知書」が発行

第八中学校で「在学証明書」「教科書給与証明書」を発行

転出先の市町村役所で
住民異動(転入)の手続き
転出証明書を役所に提出

転出先の役所から
「転入学通知書」が交付

「転入学通知書」と本校から交付した「在学証明書」と「教科書給与証明書」
を転入する学校へ提出してください。